

就農に向けた みちすじ



農業振興課

就農に向けたみちすじ

- 1 山口県でつくられている品目
- 2 農業に就くとは？
- 3 就農・就業へのみちすじ
- 4 活用可能な主な支援制度

1 山口県でつくられる品目



主穀：米・麦・大豆・飼料作物



野菜：



・**土地利用型**：たまねぎ・きゃべつ



・**集約型**：トマト・イチゴ・アスパラガス



果樹：みかん・リンゴ・梨・ぶどう



花き：菊・リンドウ・バラ・ユリ・シクラメン

野菜・果樹・花(園芸品目)には、露地栽培と施設栽培があるよ！



畜産：肉用牛・酪農・養豚・養鶏

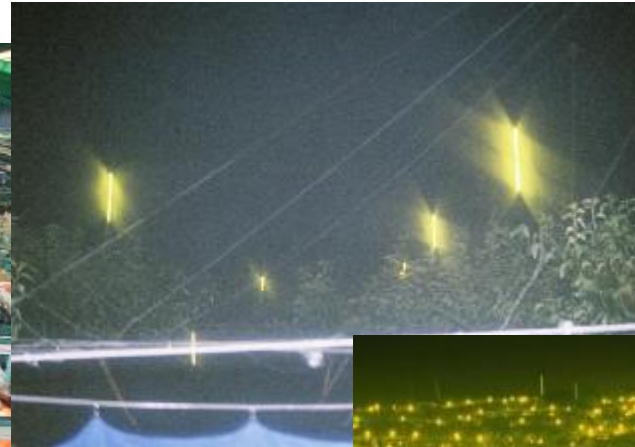
○主穀(米・麦・大豆)



○野菜



○果樹



○花き



○畜産



2 農業に就くとは？

① 自営就農

経営者となり、農業経営を開始
自分で生産・販売を行う



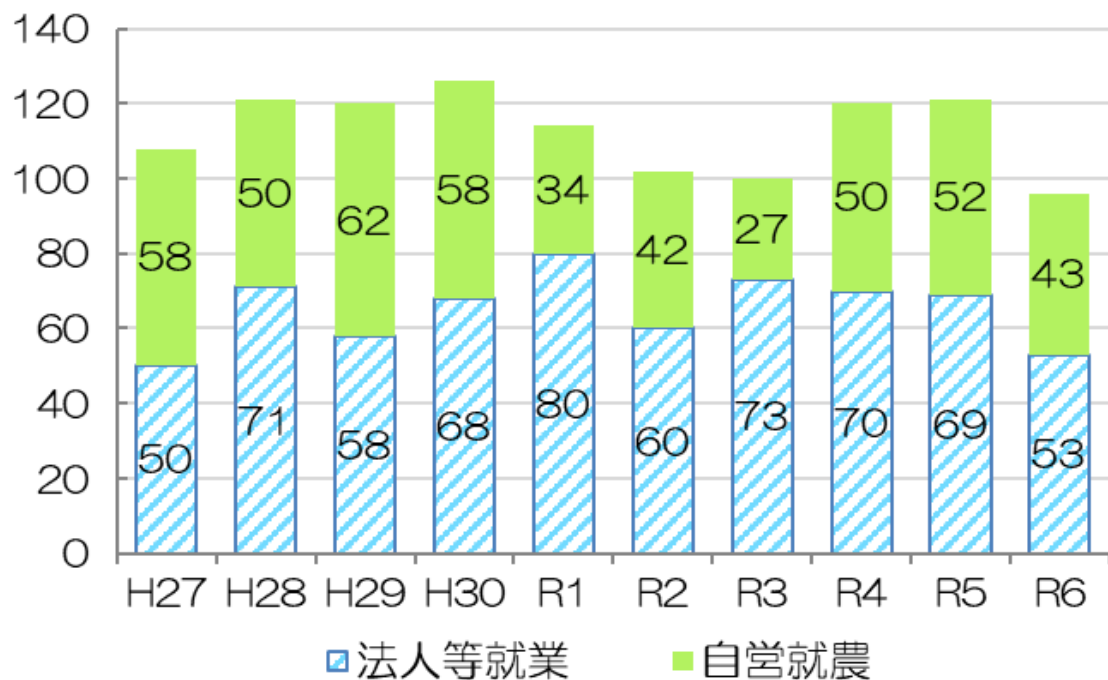
② 法人就業

集落営農法人などに就職
農作物の栽培・出荷を行う



山口県では、毎年、約100名が就農しています

県外出身、非農家出身の方も、多数！



○自営就農者

- ・園芸作物に取り組む方が多い。

○法人就業者

- ・県内には多くの農業法人が存在
- ・働きながら、将来独立を目指す方もいます。



ふるさとの農業を守りたい！

おいしいイチゴを作りたい！



家族との時間を
大切にしたい！

動物が大好き



この土地で
暮らしたい！



食べ物にこだわりたい！

○ 農業を始めるにあたっての注意点

① 始める「動機・目的」を明確に！

始めたいと思った「きっかけ」が大事

② 始めるまでには「時間」がかかる！

目標を明確にし、達成するための計画をもって

③ 地域・地元の「理解・協力」を得る！

家族・地域・関係団体・消費者など・・・
人とのつながりが大事

3 就農・就業へのみちすじ

① 就農相談

② 短期研修

③ 長期研修



自営就農

法人就業

どのように農業を始めるかを決定する

農業を始めるためのステップ

① 就農相談

② 短期研修

③ 長期研修

④ 就農



- ① 関係資料やガイダンスなどで情報収集
- ② 就農セミナー・就農相談会などへ参加
- ③ 農家訪問や農業体験を実施
- ④ 就農候補地を見学
- ⑤ 就農候補地の市町やJA、農林水産事務所などへ相談し、経営のイメージを作る

① 就農相談

② 短期研修

③ 長期研修

④ 就 農

①短期入門研修

3日間の研修

②作目基礎研修（週末の日曜日）

月1～2回、4～12月

（延べ10～12回）

施設野菜、露地野菜、果樹、水稻、
花き、畜産、農業機械

- 相談、体験、短期研修を通じて、農業、経営のイメージを固める。
- 就業地の市町へ相談
固めたイメージを基に、就業後の
おおまかな計画などを相談

■ 研修

① 就農相談

② 短期研修

③ 長期研修

④ 就 農

約1～2年間の研修で
経営品目の知識・技術を学びます。



担い手養成農大研修(やまぐち就農支援塾担い手養成研修)

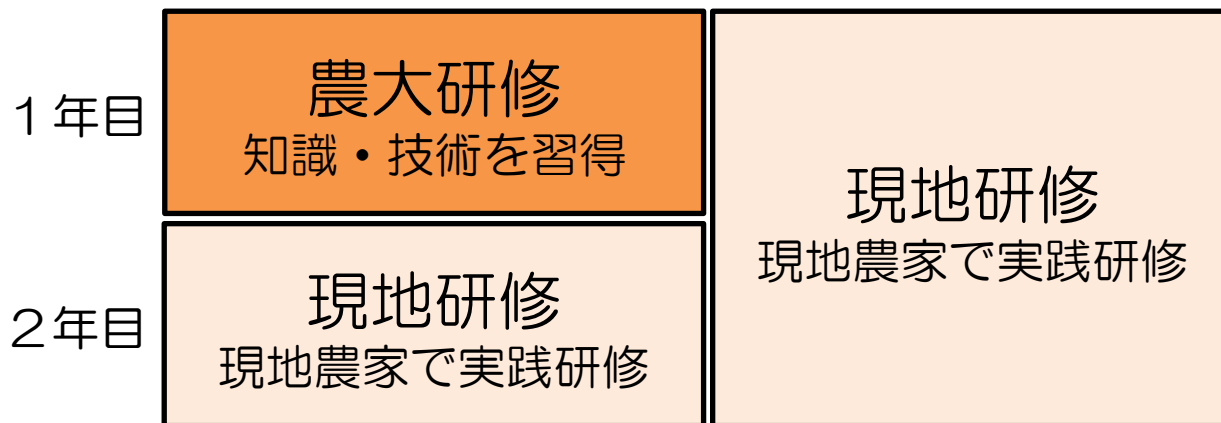
- 講義や実習をとおして、農業の知識・技術の習得、機械資格の取得を目指します。
- 派遣先の県内指導農家のもとで、地域の実情に応じた作業の組み立て方や販売方法等を学びます。

※ 令和7年度の研修体系であり、今後、変更になる可能性があります 16

■研修イメージ（就農に向けたステップアップ）

研修例①

研修例②



※ 令和7年度の研修体系であり、今後、変更になる可能性があります

農地と
営農計画
を準備しよう

就農

研修を通じた、技術習得と地域農家との関係作りで、
確実な就農・就農後の経営安定を目指します。

※ 1年間の研修で就農する場合があります

■就農（自営就農、法人等就業）

① 就農相談

② 短期研修

③ 長期研修

④ 就農



① 経営者として、農業を開始

- 作成した営農計画をもとに実践
- 地域の農家との情報交換や交流も重要（農業の仲間を大切に）



② 農業法人などに就業

- 農業法人（農業を営む経営体、会社）に雇用されて、サラリーマンとして働く。

4 活用可能な主な支援制度

研修を始める方への支援策（交付金制度等）

区分	要件	備考	支援措置
就農時 50歳未満	県が研修計画を認める場合 ※自営就農の場合、市町の同意が必要	年間最大150万円（最長2年間）	①就農準備資金
就農時 50歳以上	就農に係る計画を作成し、市町の同意が得られる場合		②新規農業就業者定着促進事業（山口県独自）

※ 令和 年度の支援策であり、今後、変更になる可能性があります

農業を始める方への支援（交付金制度等）

○就農後の支援（独立・自営就農）

区分	概要	備考	支援措置
独立・ 自営就農	経営を開始し、青年等就農計画等を作成し、市・町が認めた者に対する支援	年間最大150万円 （最長3年間）	①経営開始資金 ※対象は50歳未満
	就農時の機械・施設等導入に係る経費を補助	上限1,000万円 （①の対象者は上限500万円） 補助率3/4	②経営発展支援事業 ※対象は50歳未満
	就農時の設備資金、運転資金などを貸付	新規就農者向け無利子融資	③融資 ・青年等就農資金 ・新規就農資金

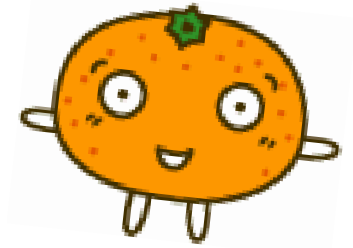
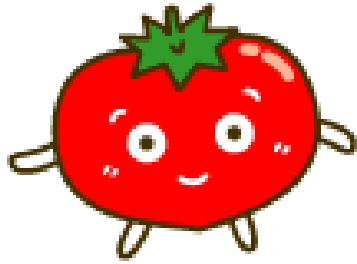
※ 令和 年度の支援策であり、今後、変更になる可能性があります

農業を始める方への支援（交付金制度等）

○就農後の支援（法人に就業）

区分	概要	備考	支援措置
法人に就業 （雇用する法人への支援）	新規に法人が雇用した者のOJT研修費を支援	年間60万円 （最長4年間）	①雇用就農資金 ※対象は50歳未満
	新規に法人が雇用した者のOJT研修費を支援	1～2年目：30万円 3～4年目：20万円 5年目：80万円 ※1～4年目は②雇用就農資金に上乗せ	②定着支援 給付金 （山口県独自）

※ 令和 年度の支援策であり、今後、変更になる可能性があります



ご清聴ありがとうございました

